

令和3年9月（第3回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第81号、第82号及び第86号から第88号の全5件はいずれも全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要の主なものについて申し上げます。

まず、議案第81号宇部市事業所設置奨励条例中一部改正の件についてです。これは、産業団地内の企業の事業拡大に伴う施設設備と、撤退後の後継企業への支援を行うものです。それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

条例中、民間から民間への売買による立地企業を奨励金の対象にする際の要件を規定する部分に法人等と記載があるが、法人以外で何か想定しているのかただしたところ、個人事業者として3年以上実績があるものも想定しているとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第82号宇部市営旅客自動車運送条例の一部を改正する条例制定の件についてです。本案は、路線バスの利便性向上と利用促進を図る目的で、乗車券にICカード式乗車券を追加するため、条文等所要の整備を行うものです。本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと

まず、通勤・通学定期券をICカードに切り替えた際、定期区間外に行こうとした場合、ICカードに入金できる仕様になっているかただしたところ、入金できる仕様になっており、定期区間外でも入金額があれば引落し可能とのことでした。

次にＩＣカードの誤操作で間違った運賃を引落とした際の返金等についてただしたところ、バス降車後に交通局において精査し、端末の操作を行い返金するとのことでした。

次になぜこのＩＣカード事業者を選定したのかただしたところ、他の事業者に比べ、全体的なコストがかからないこともあるが、他の事業者は定期券を１年または３年ごとに更新しなければならないのに対し、選定した事業者は半永久的にカードを使用することができるため、高齢者が福祉優待乗車証をＩＣカードに切り替えた際、更新の必要がなく利便性が高いからとのことでした。

次に初年度の発行枚数と利用額の目標はあるのかただしたところ、コロナ禍ということもあり、目標を定めるのは難しいため、発行枚数と利用額の目標は定めていない。初年度はとにかくＩＣカードへの切替えを促進し、今よりも路線バスを利用しやすい環境にすることが大切だと考えているとのことでした。

次に市民に対しどのようにこの制度の周知や広報をしていくかただしたところ、まずは運転士等交通局職員が市民に尋ねられた際きちんと説明できるよう、研修をしっかりと行い、合わせて、車内をはじめ市広報や新聞等を通して周知を図りたいとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８６号市の字の区域及び名称の変更の件についてです。

これは、小串地区の住居表示実施区域について、実施基準により区画整備するとともに、合理的な住居表示を実施するものです。それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

今回住居表示を実施予定の地区の近くに、同じ町名の区域があるがそこには説明をしたのかただしたところ、周辺住民には今回の区画整備についてアンケートをとり、回覧板等で周知はされている。また、周辺自

治会において役員による協議や住民説明会を行っている。なお自治会と住居表示の区域は一致していないため、自治会活動等を変更することはないとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。